

後期高齢者医療制度が改正されます

【問合わせ】 国保年金課 ☎84-0652

保険料軽減制度の改正について

保険料の軽減措置は平成29年度以降、下記のとおり改正されます。

(1) 所得の低い方に対する軽減措置の改正について

① 所得割額の軽減措置の特例が縮小・廃止されます

現在、所得割額が掛かる方のうち、33万円の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、法令の特例により負担の軽減が図られていますが、下記のとおり軽減措置が縮小・廃止されます。

平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
所得割額5割軽減	所得割額2割軽減	所得割額の軽減なし

② 均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減の判定基準所得が拡大されます。

平成29年度の均等割額の軽減措置<()内は平成28年度の額>

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等
9割軽減	「総所得金額33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円」以下の世帯（その他各種所得がない場合）
8.5割軽減	「総所得金額33万円」以下の世帯
5割軽減	「総所得金額33万円+ 27万円 （26.5万円）×被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「総所得金額33万円+ 49万円 （48万円）×被保険者数」以下の世帯

(2) 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置が縮小されます

後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に職場の健康保険などの被扶養者だった方は、法令の特例により均等割額の軽減措置が拡大されていますが、平成29年度以降、順次縮小されます。（平成31年度以降、本来の軽減措置に戻ります）

○所得割額

平成28年度	平成29年度
賦課 されません	賦課 されません

○均等割額

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	資格取得後 2年間5割軽減 (3年目以降は軽減なし)

※平成30年度以降で賦課の開始が検討される予定です。

※この軽減措置の対象でなくなっても、所得の低い方に対する軽減措置（9割、8.5割、5割、2割）の対象となる方については、そちらが適用されます。